

平成 26 年

第 1 回市議会定例会 議案第 57 号

箱館奉行所条例の一部改正について

箱館奉行所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 2 月 27 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

箱館奉行所条例の一部を改正する条例

箱館奉行所条例（平成 21 年函館市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条および第 6 条を次のように改める。

（利用料金）

第 5 条 奉行所に入館しようとする者は、その入館に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、指定管理者が、別表に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。

4 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

（利用料金の不還付）

第 6 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

第 8 条第 1 項中「（昭和 22 年法律第 67 号）」および「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区 分	利 用 料 金	
	個 人	20人以上の団体
一般	500円	1人につき 400円
学生・生徒・児童	250円	1人につき 200円

備 考

- 1 次に掲げる者は、無料とする。
 - (1) 市の区域内に住所を有する障害者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。）
 - (2) 小学校就学前の者
 - (3) 市の区域内の学校に在学する生徒（高等学校，特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者を除く。以下この号において同じ。）もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの
 - (4) 市の区域内の学校に在学する学生または生徒で教員等に引率されたもの
 - (5) 市の区域内の学校に在学する学生，生徒または児童を引率する教員等
 - (6) 第1号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの
 - (7) その他市長が特に認める者
- 2 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）が入館する場合の金額は，一般の区分の者が個人で入館する場合の金額として上表に掲げる金額の2分の1に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条、第6条および別表の規定は、この条例の施行の日以後の入館について適用し、同日前の入館については、なお従前の例による。

(障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部改正)

3 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成7年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項第6号中「前条第15号」を「前条第14号」に改め、同項第7号中「前条第17号」を「前条第16号」に改める。

(小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部改正)

4 小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成22年函館市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第12号」を「第11号」に、「第13号」を「第12号」に改め、同条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

(提案理由)

箱館奉行所の入館に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとするため